

京都市交通局管理規程第25号

京都市交通局職員給与規程の一部を改正する規程を公布する。

平成22年3月31日

京都市公営企業管理者

交通局長 葛西宗久

京都市交通局職員給与規程の一部を改正する規程

京都市交通局職員給与規程の一部を次のように改正する。

第22条第1項第3号を次のように改める。

(3) 中休仕業勤務手当

運転士、指導運転士、助役運転士、高速運転士及び高速車掌が中休仕業勤務（暦日1日において午前勤務と午後勤務に分割された勤務）を命じられた場合、中休時間（午前勤務の終了から午後勤務の開始までの時間）10分につき45円を支給する。

第23条第1項第1号中「（第25条の規定により休日勤務手当が支給されることとなる日を除く。）」を削り、同条第5項を第6項とし、同条第4項を第5項とし、同条第3項中「8時間」を「7時間45分」に改め、同項を第4項とし、同条第2項の次に次の1項を加える。

3 正規の勤務時間を超えて、又は勤務を要しない日に、勤務することを命じられて勤務した時間が1箇月について60時間を超えた職員に対しては、第1項の規定にかかわらず、その60時間を超えてした勤務1時間につき、第31条に規定する勤務1時間当たりの給与額に、100分の150（その勤務が午後10時から翌日の午前5時までの間である場合は、100分の175）を乗じて得た額を超過勤務手当として支給する。

附 則

この規程は、平成22年4月1日から施行する。

(交通局企画総務部職員課)